

安全保障理事会決議 2412 (2018)

2018年4月23日、安全保障理事会第8240回会合にて採択

安全保障理事会は、

スーダンおよび南スーダンにおける状況に関する安保理の従前の諸決議並びに安保理議長諸声明、およびとりわけ諸決議 1990 (2011)、2024 (2011)、2032 (2011)、2046 (2012)、2047 (2012)、2075 (2012)、2104 (2013)、2126 (2013)、2156 (2014)、2179 (2014)、2205 (2015)、2230 (2015)、2251 (2015)、2287 (2016)、2318 (2016)、2352 (2017)、および 2386 (2017) 並びに議長諸声明 S/PRST/2012/19 と S/PRST/2013/14、および 2012年6月18日、2012年9月21日、2012年9月28日、2013年5月6日、2013年6月14日、2014年2月14日、2014年3月17日、2014年12月11日、そして 2015年11月27日の安保理報道諸声明を想起し、

合同国境検証監視メカニズム (JBVMM) の実施に向けて為された進展、並びに当事者間に生み出されてきた積極的な機運を歓迎し、同時に決議 2386 (2017) の第9項に定められた措置がまだ十分にまた完全に達成されてきていないことに留意し、そして当事者に対し、遅滞なくこれらの措置を遂行することを求め、

安全保障理事会決議 2046 (2012) および 2012年4月24日のアフリカ連合平和安全保障理事会行程表並びに 2017年10月31日の合同政治安全保障メカニズム (JPSM) コミュニケに従って、JBVMM を完全に実施するスーダンおよび南スーダン両政府の必要性を強調し、

アフリカ連合ハイレベル履行パネル (AUHIP) および国際連合アビエイ暫定治安部隊 (UNISFA) による当事者に対して提供された継続的支援を歓迎し、

2018年4月3日事務総長報告書 (S/2018/293) に留意し、

アビエイにおけるまたスーダンと南スーダンの間の国境に沿った現在の状況は、国際の平和および安全に対する重大な脅威を構成し続けていることを認識し、

1. 決議 2024 (2011) と決議 2075 (2012) の第 1 項において定められた UNISFA の職務権限の修正を 2018 年 10 月 15 日まで延長することを決定し、またこのことは、当事者が第 3 項に規定する具体的措置を講じない場合には、そのような最後の延長とするものとするを更に決定する。

2. 2018 年 10 月 15 日まで 4,791 名の UNISFA の承認された部隊上限を維持することを決定し、そして第 1 項と 3 項に従って、決議 2024 (2011) と決議 2075 (2012) の第 1 項において定められた UNISFA の職務権限の修正を延長することを決定しない場合には、2018 年 10 月 15 日現在で、承認された部隊上限は 4,250 名まで減少させられるものとするを更に決定する。

3. 両当事者は、境界画定、具体的には以下のこと、についてある程度の進歩をまた示すべきであることを決定する。

(1) 安全非武装国境地帯 (SDBZ) 内の着陸を含む、あらゆる UNISFA の空および地上のパトロールに対する確立された許可を維持し、また UNISFA と JBVM に対する完全な移動の自由を促進するため、要請が出されてから遅くとも 72 時間内に要請された出撃の 100 パーセントの承認を維持する。

(2) 四つの JBVM チームの集結地の協定を完了させ、そしてサファール/キール・アダム近くと同チームの集結地の場所に合意するため、14 マイル地区に関するアドホック委員会の会合を開催すること。

(3) SDBZ から撤退するため JPSM のまた両当事者のための少なくとも二つの会合を招集する。

(4) コスティーレンク回廊の開通を完了させることを含む、スーダンと南スーダンとの間の第一段階の国境検問所回廊を確立するため更なる進展を行う。

(5) AUHIP と JPSM の指令に沿って安全非武装国境地帯 (SDBZ) における 10 の特定された検問所の中から二つの追加の回廊を開通し、そして残りの国境検問所の開通のための計画を完了させる。

(6) 合同国境委員会と合同画定委員会の少なくとも二つの会合を開催し、合同国境委員会に対する合同画定委員会の報告書を完了させ、3月5日にJPSM決定によって国境の合意された地区の国境画定を議論し、そして署名された協定の枠組の範囲内で紛争地区に関する交渉を含む国境画定議論を再開する。

4. 事務総長に対し、遅くとも2018年9月15日までに第3項並びに決議2386(2017)の第9項によって講じられた何らかの措置を実施することにおける進展について安保理に通知することを要請する。

5. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。